

武蔵野市ひとり親家庭の住宅費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市ひとり親家庭の住宅費の助成に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市ひとり親家庭の住宅費の助成に関する条例（平成3年3月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	
<u>武蔵野市ひとり親家庭の住宅費の助成に関する条例</u>	
（目的）	
第1条	<u>この条例は、共同住宅等を賃借しているひとり親家庭に対し、住宅費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
（所得の制限）	
第4条	前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌年の4月1日から1年間は対象者としな <u>い</u> 。
(1)	ひとり親等の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する <u>控除対象配偶者及び扶養親族</u> （以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
(2)	（略）
2及び3	（略）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、平成31年4月以後の月分の住宅費の助成について適用し、同年3月以前の月分の住宅費の助成については、なお従前の例による。

改正後	説明
<p data-bbox="284 663 1023 745"><u>武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例</u></p> <p data-bbox="236 815 331 846">(目的)</p> <p data-bbox="188 869 1118 1003">第1条 この条例は、共同住宅等を賃借している<u>ひとり親家庭等</u>に対し、住宅費の一部を助成することにより、<u>ひとり親家庭等</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="236 1075 424 1106">(所得の制限)</p> <p data-bbox="188 1128 1118 1263">第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌年の4月1日から1年間は対象者としない。</p> <p data-bbox="220 1285 1118 1576">(1) ひとり親等の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p data-bbox="220 1599 357 1630">(2) （略）</p> <p data-bbox="188 1653 421 1684">2及び3 （略）</p>	<p data-bbox="1145 667 1305 698">題名の改正</p> <p data-bbox="1145 878 1305 958">字句の改正 字句の改正</p> <p data-bbox="1145 1339 1305 1370">字句の改正</p>

(武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部改正)

3 武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例(平成27年12月武蔵野市条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1から3まで	(略)
4 市長	<u>武蔵野市ひとり親家庭の住宅費の助成に関する条例(平成3年3月武蔵野市条例第7号)によるひとり親家庭の住宅費の助成に関する事務</u> であって規則で定めるもの
5及び6	(略)

別表第2(第4条関係)

1 法別表第1の下欄に掲げる事務

機関	事務	特定個人情報
(1)から(5)まで	(略)	
(6) 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるものから武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるものまで(略) <u>武蔵野市ひとり親家庭の住宅費の助成に関する条例によるひとり親家庭の住宅費の助成に関する情報</u> (以下「ひとり親住宅費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの 武蔵野市乳幼児及び義務教育就学

改正後		説明
別表第1（第4条関係）		
機関	事務	
1から3まで	（略）	
4 市長	武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例（平成3年3月武蔵野市条例第7号）によるひとり親家庭等の住宅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	字句の改正 字句の改正
5及び6	（略）	
別表第2（第4条関係）		
1 法別表第1の下欄に掲げる事務		
機関	事務	特定個人情報
(1)から(5)まで	（略）	
(6) 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるものから武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるものまで（略） 武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の住宅費の助成に関する情報（以下「ひとり親住宅費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 武蔵野市乳幼児及び義務教育就学
		字句の改正

		児の医療費の助成に関する条例による乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する情報（以下「乳幼児等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(7)から(22)まで (略)		
2 (略)		
3 別表第1の右欄に掲げる事務		
機関	事務	特定個人情報
(1)から(3)まで (略)		
(4) 市長	武蔵野市ひとり親家庭の住宅費の助成に関する条例によるひとり親家庭の住宅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるものから乳幼児等医療費助成関係情報であって規則で定めるものまで (略)
(5) (略)		

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）の施行による所得税法（昭和40年法律第33号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。

	児の医療費の助成に関する条例による乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する情報（以下「乳幼児等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--	---

(7)から(22)まで (略)

2 (略)

3 別表第1の右欄に掲げる事務

機関	事務	特定個人情報
(1)から(3)まで (略)		
(4) 市長	<u>武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例</u> によるひとり親家庭等の住宅費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるものから乳幼児等医療費助成関係情報であって規則で定めるものまで (略)
(5) (略)		

字句の改正